

空き家相談会を開催しました！

8月12日（土）生涯学習センターにおいて「空き家相談会」を開催しました。お盆に合わせて相談会を実施したところ、県外からもご参加いただけ、予定していた12組全ての枠に申込があり盛況に実施できました。

●空き家相談会の状況

空き家相談員として、長野県司法書士会長野支部、長野県宅地建物取引業協会長野支部より専門家を派遣いただき、事前に申込みをいただいた12組の空き家所有者を対象に、相談内容の詳細をお伺いし、アドバイス等させていただきました。

●相談の内容

2024年4月1日より相続登記の申請が義務化されることもあり、相続に関する相談が半数を占めました。その他では、空き家の売却、活用など以下のような質問がありました。

- ① 相続人が複数人いて、相続登記が完了していません。相続登記のために必要となる手続きを教えてください。
- ② 所有者に判断能力がない場合の契約行為等は、どのように進めたらよいでしょうか。
- ③ 相続人がいないため、将来、自宅が空き家になる見込みです。今後必要になることを教えてください。
- ④ 敷地が接道していません。活用方法はあるでしょうか。
- ⑤ 須坂市の空き家バンク、補助制度を教えてください。 など



●相談会後の状況

後日、相続登記の申請に必要な書類の手続きや、空き家バンクへの登録のために市役所に来庁いただく等、相談会の効果が現れました。